

## 【第1回橋本市学校給食審議会 会議録】

■開催日時：令和8年2月13日（金）19：00～19：50

■開催場所：教育文化会館3階第1研修室

■出席委員：審議会委員 紀見北中学校長 野川 淳  
西部小学校長 丸井 利恵  
三石小学校給食主任 面家 亜美  
隅田小学校給食主任 藤井 由美子  
橋本中央中学校給食主任 島田 凌弘  
紀見小学校 PTA 会長 岡崎 真理子  
学文路小学校 PTA 会長 吉川 典生  
応其小学校 PTA 副会長 前田 秀人  
隅田中学校 PTA 会長 東 祐加

■欠席委員 高野口小学校長 榊 洋史  
柱本小学校 PTA 会長 前川 愛

■出席職員

橋本市教育委員会

教育長 今田 実  
事務局 教育部長 岡 一行  
学校給食センター長 梅本 準  
学校給食センター長補佐 大林 弘和  
学校給食センター栄養士 大前 早稀  
学校給食センター栄養士 樋瀬 摩耶

■会議内容

1. 開会
2. 教育長挨拶
3. 委員委嘱及び任命
4. 委員紹介
5. 会長及び副会長の選出
6. 学校給食費の改正について（諮問）
7. 議題  
(1) 学校給食費の改正について
8. 今後の予定
9. その他（事務連絡）
10. 閉会

## ■会議録

司会：皆さんこんばんは。

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回橋本市学校給食審議会を開催します。

本日は公私ご多忙の中、本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

橋本市教育委員会、今田教育長から挨拶申し上げます。

教育長：こんばんは。

この夜の時間に、学校給食審議会を開催することになりましたが、本当に昼のお疲れのところ、皆さんにはご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また平素は、それぞれのお立場で、橋本市の教育に対して、ご支援ご協力をいただいておりますこと、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。

この学校給食審議会ですけれども、今日のメインのテーマは、給食費をどうするかということでございます。橋本市、もともと、1食当たりいくらってところで、給食の費用を設定しておりました。それが長く続いていたわけなんですけれども、システムを入れることに伴って、月当たりいくらっていう形に変更をしてきてございます。

また、その後においては、消費税が10%になる際に、給食費をどうするかについて、審議してきた経緯がございます。その際には、据え置きのご意見をいただき、今の金額で来てるんですけれども、このところの物価の高騰もあって、給食費は据え置いたままにはなっているんですが、市長からは、特に質を落とさないようにしていきなさいということもあり、保護者にご負担をおかけする形ではなく、市の方から補填する形で、給食費を上げずに質のキープっていうのを今、してきているところです。

そして、今回、国の方で小学校だけですけれども、令和8年度から補助制度を作っていこうという動きもあり、この際に、皆さんに給食費のことについてご審議いただき、どういうふうな形で決めるかということをご意見いただくような場となっております。

この後、担当から、いろんな細かい資料を用意させていただいておりますので、丁寧に説明させていただきます。その上に立って、皆さんのご意見をいただきながら、決定していくことができたらと思っておりますので、どうか忌憚のないご意見を出していただき、橋本市の給食のあり方っていうのを、この審議会を通じてご意見いただけたらと思いますのでどうかよろしく願いいたします。

司会：それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

3番、委員委嘱及び任命に入ります。

この度は委員にご承認いただき、誠にありがとうございます。

教育長から委嘱させていただくのが本来の形ですが、僭越ながら、委嘱状任命書を置かせていただいております。なお、任期は令和8年3月31日までとなります。

次に4番、委員紹介に入ります。令和7年度学校給食審議会委員名簿をご覧ください。

今回が初めての顔合わせということもございますので、委員各位より名簿の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。

(審議会委員 自己紹介)

次に、事務局も紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

次に、5番、会長及び副会長の選出に入ります。添付資料2橋本市学校給食審議会条例をつけさせていただいております。条例第6条に基づき、審議会に会長及び副会長を置くとなっており、会長及び副会長は委員の互選によるとなっております。

いかがいたしましょうか。事務局一任をいただきましたので、事務局案を提案させていただきます。

会長に、紀見北中学校長の野川委員。副会長に、学文路小学校PTA代表の吉川委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

ご承認いただきましたので、会長に野川委員、副会長に吉川委員、よろしく申し上げます。

(野川委員、吉川委員、会長、副会長席に移動)

会長：会長を仰せつかりました紀見北中学校校長の野川といたします。この後の会議の進行にあたり、いろいろご意見をいただきながら、円滑な進行に努めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

副会長：副会長をさせていただきます吉川です。会議がスムーズにいくようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございます。

次に、6番、学校給食費の改正についての諮問に入ります。条例第2条、審議会は、学校給食に関することについて、橋本市教育委員会の諮問に応じて、調査及び審議し、教育委員会に建議するとなっております。

教育委員会から、この会に諮問して答申をいただくこととなっているため、今田教育長、諮問をよろしくお願いいたします。

教育長：橋本市学校給食審議会会長様、橋本市教育委員会教育長今田実。

橋本市学校給食審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記諮事項、学校給食費の改正について。

諮問理由、橋本市の給食費は、平成18年度に小学校日額240円、中学校日額270円、平成21年4月に小学校日額270円、中学校日額300円に改正し、平成27年4月には、給食費管理システム導入と同時に、小学校月額4,500円、中学校月額4,750円に改正し、現在に至っております。

今回、近年の食材料費等の物価高騰や国県の無償化の制度改正を踏まえ、学校給食栄養摂取基準に基づいた、学校給食を安定的に提供するための適切な給食費について、審議の上、答申いただきたく、諮問を行うものです。

どうかよろしく願いいたします。

会長：諮問事項に対しまして審議をし、答申させていただきます。

司会：ありがとうございました。

教育長におかれましては、ここで退席させていただきます。

教育長：どうかよろしく願います。

(教育長 退席)

司会：それでは、これより議題に基づき、議事に移らせていただきます。

本日の審議会には委員11名中、9名のご出席をいただいておりますので、審議会条例第7条2項により、委員の過半数が出席していますので、会議が成立していることをご報告いたします。これからの議事進行は、野川会長に願います。どうぞよろしく願います。

会長：それでは早速ですが、次第に沿って進めさせていただきます。

先程、教育長より、諮問事項。学校給食費の改正について、諮問理由というのが述べられました。近年の給食食材費等の物価高騰や、国、県の無償化の制度改正を踏まえ、給食費に関しての審議になります。

審議の前に、給食費に関連する資料等がございますので、事務局より説明をよろしく願います。

事務局：それでは、7番、議題について説明をさせていただきます。

学校給食費の改正について、本市の学校給食費につきましては、令和6年10月の県による給食費無償化が実施されるまで、物価高騰分について、市が負担することで、据え置きを行い、保護者負担の軽減を図って参りました。

一方で、県の小中学校給食費無償化や物価高騰を踏まえ、昨年度より、教職員の給食費については、改正を行ったものの、児童生徒の給食については据え置きを継続してきました。

令和8年度から国による小学校給食費無償化の制度が開始され、県における

中学校給食費無償化の、動向も考慮する必要があることから、関連する規則の整理が求められる状況です。このため、本年度中に給食費の改正案を検討し、今後の方向性を決定する予定です。

学校給食の基本的な考えとしては、学校給食法第 11 条において、給食経費のうち、食材料費は、保護者が負担することが原則とされています。また、橋本市立学校給食センター条例施行規則においては、保護者が負担する給食費として、賄材料費及び給食に直接必要な燃料費と規定されています。しかし、本市では、現在、燃料費については、市が負担しております。国や県による給食費無償化は、これら保護者負担分を公費で肩代わりする制度であり、給食材料費そのものが不要になるわけではありません。

本日は、これまでの経過や現状を踏まえ、給食費改正についてご審議をいただきたく、説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番、現在の学校給食費とこれまでの経過について。

資料 3 ページ、②現在の学校給食費について をご覧ください。

本市では、平成 27 年度に月額給食費を決定し、以降、児童生徒及び教職員ともに同額の給食費を徴収してきましたが、教職員の給食費については、令和 6 年 10 月と令和 7 年 9 月に改正し、下記の通りとなっています。

小学校児童 月額 4,500 円、日額 270 円、教職員 月額 5,600 円、日額 323 円。

中学校生徒 月額 4,750 円、日額 300 円、教職員 月額 5,700 円、日額 348 円、となっております。

続いて、資料 4 ページ。③学校給食費の予算等について、資料 5 ページ。④年度別給食費児童生徒 1 食当たりの単価について をご覧ください。

③学校給食費の予算等について、令和 5 年度の収支をご覧ください。

歳入として、給食費が 142,349 千円。令和 5 年 10 月から 12 月の 3 ヶ月間無償化であったので、国の補助金として、33,705 千円。歳出として、食材料費が 237,404 千円となっており、燃料費を市が負担しておりますので、▲61,349 千円となっています。

2 番、令和 6 年度県による無償化の実施と市の対応について。

次に、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの期間において、県が和歌山県公立学校給食費無償化事業により、小中学校の給食費無償化を実施しました。この際の給食費県補助単価は 1 食当たり小学校 280 円、中学校 312 円であり、補助割合については、県と市がそれぞれ 2 分の 1 ずつを負担する制度でした。

しかしながら、実際の食材料費は、これらの県の補助単価を上回る状況であったため、令和 6 年 10 月以降、市が食材料費を増額し、次の単価で対応を行いました。小学校が 290 円、中学校が 312 円。

一方で、教職員につきましては、無償化の対象ではないため、食材料費の増

額に合わせて給食費徴収規則を改正し、小学校職員は、月額 5,100 円、日額、280 円から 10 円を増額して 290 円、中学校教職員は、月額 5,200 円、日額を 312 円としました。

③学校給食費の予算等について令和 6 年度をご覧ください。

歳入として給食費が 99,903 千円、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までは、無償化であったので、県の無償化補助金として 45,654 千円の歳入がありました。歳出として食材料費 261,401 千円で、市負担は▲115,844 千円となっています。3 番、令和 7 年度の対応と、さらなる物価高騰。

令和 7 年度におきましても、小中学校の給食費無償化は 1 年間継続されます。当初予算の編成時には、令和 6 年度と同様の食材料費単価、小学校 290 円、中学校 312 円で予算要求を行いました。しかし、その後、米をはじめとする食材料費の価格高騰により、当初予算では不足が生じる見込みとなったことから、令和 7 年 6 月補正予算において、食材料費の増額を行いました。これに伴い、令和 7 年 9 月に給食費徴収規則を改正し、教職員のための給食費を次の通り改定しました。小学校職員月額 5,600 円、日額を 290 円から 323 円。中学校教職員月額 5,700 円、日額を 312 円から 348 円としました。

なお、令和 7 年度の和歌山県の無償化単価は、小学校 299 円、中学校 327 円であり、こちらも、県と市がそれぞれ 2 分の 1 ずつを負担しています。

③学校給食費の予算等について、令和 7 年度見込みをご覧ください。

歳入が、教職員のみなので給食費として 29,041 千円。県の無償化事業が、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの 1 年間実施しますので、県の補助金額が 93,788 千円となります。歳出として食材料費が 286,341 千円で、市負担額は▲163,512 円となっています。これまでの経過と現状については以上となります。

会長：これまでの経過と現状について説明がありました。

何か質問等はありませんでしょうか。保護者の立場で、いろいろ言っていたいて構わないと思うんですが。

ご意見等ありませんでしょうか。無いようでしたら、次に進めさせていただきます。

令和 8 年度以降の案について事務局より説明お願いいたします。

事務局：続けて説明をさせていただきます。

1 番、令和 8 年度以降の（案）について。

令和 8 年度からは、無償化制度が大きく変わります。小学校が国による給食費無償化になります。月額 1 人当たり 5,200 円、中学校が県による給食費無償化で、令和 7 年度と同様の無償化制度となります。単価は現時点では未定となっており、補助割合については、県と市がそれぞれ 2 分の 1 ずつを負担します。

これを受け、本市では、令和 8 年度当初予算において、食材料費を次の単価

で要求をしています。小学校 323 円、中学校 348 円。

③学校給食費の予算等について をご覧ください。

令和 8 年度要求、歳入が教職員のみなので給食費として 30,090 千円。令和 8 年 4 月から令和 9 年 4 月まで無償化を実施しますので国県の無償化補助金は、175,952 千円となります。歳出として食材料費が 276,290 千円で、市負担額は ▲70,248 千円となっています。

続いて 5 ページ。⑤他市の状況について をご覧ください。

和歌山県内の 9 市プラス、近隣の五條、河内長野市の給食費の金額を記載しております。本市の日額は小学校 323 円。中学校 348 円で、他市の小学校平均額 313 円より 10 円高く、中学校平均額 360 円より、12 円安くなっています。

2 番、本市の負担増加と給食費改正の必要性について。

無償化の実施により、保護者負担は軽減されている一方で、食材料費そのものは増加しており、市の負担額は年々大きくなっています。これまで市は物価高騰分を負担することで、児童生徒の給食費は据え置きとしてきましたが、教職員については、その都度、実際の、食材料費に合わせて給食費を改正してきました。結果として、現在、児童生徒と教職員の給食費に乖離が生じている状況となっています。

3 番、今回の諮問内容について。

以上の経過を踏まえ、実際の食材料費を反映した適正な給食費とするため、児童生徒の給食費を教職員と同額に改正したいと考えています。改正金額については、資料 3 ページ ②現在の学校給食費に戻っていただいて、小学校児童が月額 4,500 円を 5,600 円、日額 270 円から 323 円。中学校生徒月額 4,750 円から 5,700 円、日額 300 円から 348 円となります。

本日はこれら 2 点についてご説明申し上げ、給食費改正についてご審議をお願いするものです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局提案の令和 8 年度以降の案について、何かご質問等ございませんでしょうか。

副会長：来年度 8 年度は、国の支援は小学校だけでいいんですよね。それは月額 5,200 円ですよね。中学生に対しては県の補助が出てて、まだ決まってないけど 327 円っていう理解でよろしいですか。

事務局：県の補助単価は決まってないんですけど、賄材料費としては、348 円で要求します。

副会長：それはうち、市の予算として要求してるわけですよね。

事務局：はい。

副会長：補助としてもらえる額は、327 円のままで、今は、まだっていうことなんですね。

その単価で言うとその差額は、現状でいうと市の方で負担しているっていう内容ですね。今って実質、私たちお金払ってない状態なんで、いまいち、ピンと来てないところがあって、小学生では、月 4,500 円ですよっていうところが実質は払ってないっていう現状があって、それが 5,600 円になりますよって言われたときに、保護者からしてみたら、特に何も変わりませんっていうことですか。

事務局：金額は上がるんですけど、保護者の負担はないので、現状と何ら変わりはないです。

副会長：金額が上がることによって、補助金が増えるわけでもないですよ。

何かこの辺も、目的がそもそもちょっと僕が、ずれてて解ってないところがあるんですけど。小学校の金額を上げます。それ何のためですかってなったときに、結局、市の予算で、今は、323 円、小学生は要求をして、それは、国に相殺されるんですよ。この、料金 5,600 円にしたことで、何が変わるのかがわからないんです。市のマイナスが減るっていうことですか。

会長：赤字、マイナスが、減ります。

副会長：金額上げて結局、市が、保護者からお金を貰わずで、足らず分は市が補填してくれるっていう状態なので、金額を上げることで赤字が減るっていうのがいまいちわからない。

事務局：令和 7 年度までなかった、国の支援が令和 8 年度から新たにできて、1 人当たり月額 5,200 円掛ける児童数掛ける 11 ヶ月分の補助がもらえるようになります。

令和 7 年度までは小学校も、中学校と同様に、県の補助が 2 分の 1、市の補助が 2 分の 1 だったのが、国の補助で小学校が月額 5,200 円になることによって市の負担額は減るということになります。

副会長：この 5,200 円のうち半額を市が負担してくれていたっていうことですね。

事務局：考え方としてはそうなるのかなと思います。

会長：令和 7 年度の市負担額が約 160,000 千円の赤字だったのが、来年度、額を上げることによって、7,000 万までこの赤字、市負担額を抑えることができるシステムということで、額が低ければ、この赤字がまた大きくなるので、上げた方が、赤字は少なくなるということですよ。

事務局：そうです。

会長：月額 4,500 円では、満額の 5,200 円をもらえないので、国からの補助の満額 5,200 円をもらえる状況にしましょうということですね。これにより、給食の質を落とさずに、市の赤字も減らすことができる。そのためには、小学校の額を上げておく必要があります。来年度から国の補助がはじまるので、今年度中に改正したいということによろしいですか。

事務局：このタイミングで改正したいということですよ。

副会長：わかりました。

委員：国の総選挙があったんで、その影響ってないんですか。文部科学省に任命される人によって、やっぱりなしとか、あの人は、小学校の給食費を上げといたけど、予定が変更になって、結局、市が赤字になるとかそんなことはないんですか。

事務局：この1月に国の方と、この5,200円について、ヒアリング等ありました。その中では、予算の制度設計ができてしていると聞いております。また、今後、なくなることは無いと回答はいただいています。

会長：他に質問等ございませんでしょうか。

そしたら、まとめた意見、をちょっと作っていかざるをえないかなと答申に向けてということで。本日諮問のありました給食費の改正につきまして、やはり近年の物価高騰は、家計も大変で圧迫しているのも間違いありませんし、買いたい物も買えないという状況で、苦しいのは、給食センターも一緒ではないかなと思っております。また食材費が増加している現状を踏まえたら、やはり給食の質と量を確保しておくということが必要かなと。

安定的な供給を考えると、また米代が高くなったから、何か量を減らしたりとか、外国米を使用して味が変わったりとか、そうすると子供らはやっぱり食べないし、食べない給食をいくら出したところで、無駄が積もっていくとか、お金もそうだし食材も無駄になり、今で言うSDGsの考え方にはなかなか繋がっていけるのかなという感じがしますので、給食費の改定見直しを、理解することによってよろしいでしょうか。

まず1点目です。

特に国の支援が、一番大きい支援制度かなと思うんですが、令和8年度、国が小学校無償化の実施を決めて、長期的ではなくても、短期的中期的に支援を継続してくれると思います。

県も、無償化が実施されているということで保護者負担が、先ほど吉川副会長さんがおっしゃったみたいに、これがいきなり、保護者に対して実質的に負担が増大するような話にはならないよう、制度運用が図られていることも間違いなかなと思います。

今回の改正につきましては実際の食材費を適正に反映した上で、制度として整合性を図るためであるということで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、それでは以上のことを踏まえまして審議会としましては、学校給食費の改正について、答申（案）を作るという形でよろしいでしょうか。

はい、そうしたら小学校中学校児童・生徒の給食費を値上げし、学校教職員に合わせて、一律同じ金額で制度運用できるよう、答申（案）を事務局の方で作っていただくということでお願いします。

一旦これで議事のほうを終わらせていただきたいと思います。委員の皆さまからは、いろいろなご意見をいただきありがとうございました。

それでは、議長を解任させていただきます。ありがとうございました。

司会：野川会長議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様ご審議ありがとうございました。議題については、皆様の意見がまとまり、方向性が示されたと思います。先ほど会長よりお話あったように、次回は答申（案）という形で審議会を開催し、ご確認いただくこととなりますので、次回もよろしくお願ひします。次に、8番、今後の予定について。

令和8年3月6日（金）、7時から、保健福祉センターにおいて開催したいと思います。また後日、案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、9番、その他（事務連絡）について。

まず、事務局より事務連絡をさせていただきます。委嘱の方には報酬をお支払いさせていただきますので、別紙の、口座振込申出書と、法定調査作成に使用するため、マイナンバー制度に関わる報告書に必要事項をご記入捺印の上、次回3月6日に提出をお願いします。また、口座振込申出書には通帳のコピーなど、口座情報がわかるものを添付してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、カードを持って、表・裏両面のコピーをお願いします。

なお、いただいた個人情報、本審議会の報酬の支払いなど、すべての事務処理終了後、事務局において責任をもって破棄させていただきます。もし、情報を返していただきたいという方がいましたら、事務局まで申し出てください。また、記入方法など、わからない場合は、事務局までご連絡ください。

事務局からは以上となります。

本日は、お忙しいところ、第1回学校給食審議会にご出席いただきありがとうございました。これもちまして、閉会とさせていただきます。